

2024年5月24日

各位

九州ひぜん信用金庫

不祥事件の発生につきまして

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊金庫において下記の不祥事件が発生いたしました。社会的、公共的な役割を担い、信用を旨とする金融機関として、かかる事態を招きましたことに役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客様はじめ、日頃より当金庫を信頼し、お取引いただいているお客様、会員の皆様、ならびに地域の皆様に心よりお詫び申し上げます。

今回の不祥事件を真摯に受け止め、管理態勢の充実強化を図り、役職員一同、再発防止に努めて参ります。

記

1. 事件の概要

- (1) 内容 当金庫元役員（退職済）男性が、着服流用目的でお客様に新たな定期預金作成の勧誘を行い、預かった現金を着服し、自己の遊興費に充てておりました。お客様に対しては、着服した現金と同額の定期預金証書を偽造して交付し着服流用を隠蔽しておりました。
- (2) 発覚日 2024年3月12日  
発覚の経緯 元役員が着服流用していたお客様が定期預金解約のため窓口に来店され、弊金庫職員が偽造証書を確認。調査の結果、存在しない証書・預金であることが判明し、内部調査を行い元役員に問い質したところ、着服流用を認めました。
- (3) 被害状況 発生期間 2000年4月7日から2024年3月12日まで(約24年間)  
発生店舗 本島支店  
事故金額 39,600,266円(累計金額:43,216,021円)  
被害者数 定期預金等取引顧客5名  
実損金額 35,200,000円

2. 被害に遭われたお客さまへの対応につきまして

被害に遭われたお客様に対しては、訪問のうえ事実関係を説明し、深くお詫び申し上げます。また、お客様の被害金につきましては、事故者本人及び家族から一部が返済され、残金は当金庫が支払っております。

### 3. 関係機関への通報等

事件発覚後、速やかに所轄警察署に相談を行っております。また福岡財務支局および日本銀行福岡支店への届出を行っております。

### 4. 関係者の処分

元役員については既に退職済ではありますが、本件事案を鑑み刑事告訴については検討中であります。また、経営責任を明確にするため、役員の厳正な処分を実施予定であります。

### 5. 今後の対応

本件調査と事後対応に関しては、外部有識者（弁護士、公認会計士）を加えた特別調査委員会を組成し対応しており、本調査結果や外部有識者からの意見を踏まえ、実効性のある再発防止を講じるとともに、役職員のコンプライアンス意識向上など、内部管理態勢強化を図って参ります。今後皆様からの信用回復に向け、役職員一丸となって取り組んで参ります。

### 6. 本件に関するお問い合わせ

九州ひぜん信用金庫 監査法務部 0954-23-1299

受付時間 午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）

以上